

平成27年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成27年11月30日(月) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 12名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 7番 森 清一 8番 永友 祥一
10番 永友 定己 11番 坂本 幸 12番 宇治橋 俊美
13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘 会長 坂本 弘志

4. 欠席委員
6番 木浦 由子

5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第52号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について

6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、ただいまから平成27年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは。本日の委員、13名中12名が出席です。農業委員会等に関する法律第21条第3項により、総会は成立しております。

なお、欠席の木浦委員からは欠席届が提出されております。

これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、13番 永友清太委員・14番 渡瀬俊弘副会長を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日11月30日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】

異議なしと認めます。よって会期は、本日11月30日の1日間と決しました。

議事日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告です。業務報告【11月】。6日(金)高鍋町農業者年金受給者協議会会員交流会を高鍋町中央公園で行っております。会長・木浦委員、事務局からは鳥井・佐野主査が出席いたしております。9日(月)農地利用状況調査です。水町委員・金崎委員、事務局から川越農地相談員が出席しております。10日(火)農地利用状況調査。大西委員・大福委員、川越農地相談員です。11日(水)農地利用状況調査。渡瀬副会長・森委員、川越農地相談員です。12日(木)農地利用状況調査。永友清太委員・宇治橋委員、川越農地相談員です。13日(金)農地利用状況調査。坂本幸委員・永友定己委員、川越農地相談員です。16日(月)農地利用状況調査。永友祥一委員・木浦委員、川越農地相談員です。17日(火)農地利用状況調査。会長、川越農地相談員です。20日(金)現地調査です。水町委員・金崎委員・大西委員、事務局からは鳥井・佐野主査が出席しております。20日(金)宮崎県農業会議第418回常任議員会議が宮崎県トラック協会で開催されております。会長が出席しております。24日(火)西都児湯管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同視察研修が長崎県南島原市で行われております。会長、事務局から鳥井が出席しております。25日(水)同じく西都児湯管内農業委員会会長・農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同視察研修が長崎県東彼杵町で行われております。会長、事務局から鳥井が出席しております。本日30日(月)平成27年第11回高鍋町農業委員会総会が高鍋町役場で行われております。委員12名参加、事務局から全職員参加となっております。総会の後に、平成27年度第2回高鍋町農業経営改善等対策会議が高鍋町役場で行われます。委員12名、事務局から全職員参加となっております。

業務計画【12月】です。7日(月)平成27年第4回高鍋町議会定例会開

会予定となっております。会長・水町委員、事務局から鳥井が出席予定です。18日（金）平成27年第4回高鍋町議会定例会閉会予定となっております。会長・水町委員、事務局から鳥井が出席予定です。21日（月）現地調査となっております。会長・大福委員・木浦委員、事務局から鳥井・佐野主査が出席予定です。22日（火）宮崎県農業会議第419回常任議員会議が宮崎県トラック協会で行われる予定です。会長が出席予定です。同じく22日（火）宮崎県農業会議臨時総会が宮崎県トラック協会で行われる予定です。会長が出席予定です。25日（金）平成27年第12回高鍋町農業委員会総会が高鍋町役場で行われます。全委員、全職員出席予定となっております。

3ページをお開きください。農地移動適正化あっせん事業取下げ願いについてです。

1番 申出者 ○○ ○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番、地目 田、面積 1,990㎡。平成27年第8回高鍋町農業委員会総会において、宇治橋委員及び坂本幸委員があっせん委員に指名された売渡申出につきまして4筆の内1筆について、11月4日に取下げ願いが提出されました。取り下げの理由につきましては、親族で農地を利用することによるものです。以上報告いたします。

[議長]

ただいまの報告について、ご質問・ご意見はございませんか。【質疑なし】
それでは、質問等ないようですから、以上で諸報告を終わります。

それではつづきまして日程第4、議案第52号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4ページをお開きください。議案第52号 農地移動適正化あっせん事業について。1番 平成27年11月17日売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番 田 2,957㎡。2番 平成27年11月20日売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 676㎡。3番 平成27年11月24日売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、土地所有者 ○○○○の○○です。農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 2,252㎡。4番 平成27年11月26日売渡の申出です。申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 4,600㎡、他5筆。この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いい

たします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか【質問なし】

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

売渡申出	1番	担当委員	8番	永友 祥一	委員
		順番委員	14番	渡瀬 俊弘	副会長
	2番	担当委員	12番	宇治橋 俊美	委員
		順番委員	15番	坂本 弘志	会長
	3番	担当委員	12番	宇治橋 俊美	委員
		順番委員	1番	金崎 均	委員
	4番	担当委員	12番	宇治橋 俊美	委員
		順番委員	2番	水町 茂	委員

以上です。よろしくお願ひします。

日程第5、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16ページをご覧ください。議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について。1番 使用貸借。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目畑 1,116㎡。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、他8名。借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子であります。同居もされておられまして、今回は、経営移譲年金受給のための使用貸借の再設定であります。樹園地は全てお茶畑で非常に管理が行き届いております。〇〇〇〇さんも一生懸命やっておられまして、別に問題はないと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

金崎委員が言われたとおり、現地は大変きれいに整地されておりましたので、全然問題は無いと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

19ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。借受人は貸渡人の息子さんで、経営移譲年金受給のため使用貸借契約を結んでおりましたが、12月31日満了に伴い再設定をするものです。申請地ではお茶を栽培しております。本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、11月20日、金崎委員、水町委員、大西委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質問なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 使用貸借。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田 341㎡、他17筆。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の金崎委員よりご説明をお願いいたします。

[1番]

先ほど1番で申したとおりであります。よろしく願いいたします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[3番]

金崎委員が言われたとおりです。20日、水町委員・私（大西委員）・金崎委員と事務局2人で現地を見て回りました。金崎委員が言われたとおりです。別に問題はないかと思えます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

20ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。借受人は貸渡人の息子さんで、経営移譲年金受給のため使用貸借契約を結んでおりましたが、12月31日満了に伴い再設定をするものです。申請地ではお茶や水稲を栽培しております。本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、11月20日、金崎委員、水町委員、大西委員と事務局鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質問なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

3番 貸貸借。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田 524㎡。貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明します。〇〇〇〇さんは、早期水稲それに飼料稲、ハウスの経営をされていて、トラクター、コンバイン、乾燥機などを所有しておられます。借受後も早期水稲を継続されるということで、場所は〇〇から西へ500mくらい行った所に自宅がありまして、その東側の水田524㎡です。小作料は粳で〇〇ということで、問題はないかと思われます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[1番]

説明いたします。20日、私（金崎委員）と水町委員、大西委員の3人で、局長と佐野主査に案内いただきまして、現地を調査いたしました。〇〇〇〇さん本人もおられまして、30年以上前から作られているそうです。出入り口が、〇〇〇〇さん宅の庭からしか入れないですし、隣は〇〇〇〇さんの田んぼであるということで、〇〇〇〇さんが作らないと放棄地になりそうで、〇〇〇〇さんが作られるのがいいと判断してまいりました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

21ページをご覧ください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。借受人は周辺地で水稲を栽培しており、今回貸付人の希望により申請地を借り受け、水稲を栽培する予定であります。本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、11月20日、金崎委員、水町委員、大西委員と事務局長鳥井、佐野で現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認いたしました。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質問なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり許可することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可と決定いたしました。

次に日程第6 議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

22ページをお開きください。議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 155㎡。所有権移転となっております。譲渡人 〇

○大字○○ ○○番地 ○○○○、譲受人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○。転用目的は墓地となっております。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。これは、県道木城高鍋線の○○地区の工事で○○墓地の一部が拡張にかかるための移設地の申請です。○○のすぐ右側に墓地がありまして、その一部、6区画が移設の対象となります。申請地は、25ページに地図がありますが、○○から南へ約300mの所にある○○○○さんの土地、155㎡です。ここに墓地を造成されます。譲受人は○○○○となります。周辺は、隣にも墓地があり、問題はないかと思われまます。以上です。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について、担当委員からの報告をお願いします。

[2番]

先ほど永友祥一委員の方から説明がありましたけれども、25ページに地図が載っていますので見ていただくといいのですが、県道木城高鍋線の○○から少し進んだ所から、○○の方に入る道の左側に古墳がありまして、古墳と古墳の間に農地があります。その農地を墓地として使うということで、現地を調査しましたけれども、遺跡調査もされておりました。話を聞きますと、なにも出なかったという話です。お墓が周辺にあるということで、別に何も問題はないと思っております。先ほどお話がありましたとおり、管理は○○○○だそうです。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、周辺農地の広がりから第1種農地と判断されますが既存施設の拡張となり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積2分の1を超えないものについては転用許可対象となります。既存施設の面積は、今の墓地の面積ですけれども、361㎡、今回の転用申請面積が155㎡でありますので、既存施設面積の2分の1以下であり転用許可対象となります。

転用目的は墓地となっております。

転用理由は、宮崎県が施行する県道木城高鍋線防災・安全交付金事業に伴い

まして、〇〇〇〇が所有する〇〇墓地の一部を移転する必要が生じたため、墓地の当概地への移転を行うものであります。

事業費は、土地取得費〇〇円の契約予定書が添付されており、工事費につきましては交付金の箇所付けが添付されております。交付金の箇所付けは県道木城高鍋線の平成27年度の予算が記載されたものであります。事業費的には問題ないと判断いたします。

雨水については自然浸透となっており、造成は現況を地均しし、墳墓設置区域をブロック積みで囲むということになっております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【質問なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

次に日程第7 議案第55号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27ページをお開きください。議案第55号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、所有権移転です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 867㎡、他7筆。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。〇〇〇〇は芝を縮小するということで、〇〇〇〇のすぐ南側にある土地です。この土地を〇〇〇〇さんに買っていただくということで。〇〇〇〇は、現在までは芝を拡張してきたのですが、公共事業に出している芝が売れないということと、経営で息子さんに譲る時、経営をスリムにしたいということです。それと、〇〇〇〇からここまで来るのに経費がかかるということ、〇〇〇〇の近くに畑を求めたいということで、芝畑を〇〇〇〇さんに買っていただくということです。〇〇〇〇さんは現在飼育農家として大変頑張っておられ、牧草を作るということで、別に問題はないと思っております。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

[3番]

金額は反当〇〇円です。

[議長]

他に質問はないでしょうか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

28ページをお開きください。2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 畑、面積 1,313 m²。所有権を移転する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、所有権の移転を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の大西委員よりご説明をお願いいたします。

[3番]

説明いたします。〇〇〇〇は先ほど申し上げたとおり、集団化を図ろうということで、〇〇の分はそのような話が出ています。〇〇〇〇さんの作っておられる畑と申請地がすぐ近くですので、〇〇〇〇さんに買っていただくということです。〇〇〇〇さんは、今甘藷をやっておられますので、来年からここに甘藷を作るということでございますので、別に問題はないと思います。反当〇〇円だそうです。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

29ページをお開きください。利用権設定です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 1,633㎡。利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の森委員よりご説明をお願いいたします。

[7番]

説明します。この田んぼは、10号線の〇〇というところがありますけれども、それを東に向かって700mくらい行ったところの、〇〇の角の道が重なったところの近くの田んぼです。以前は〇〇〇〇さんのお母さんが生きておられた時は、作業委託で田んぼを耕作されていましたが、去年亡くなられて、どうしようかということで相談があり、委託をしていた〇〇〇〇さんに作ってもらおうということで今回の申請に至っております。現状は綺麗に耕運され、いつでも耕作できるような状態で、何も問題ないかと思えます。10a当たり〇〇円ということで話がされているようです。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番、地目 田、面積 814㎡。利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇。担当の永友祥一委員よりご説明をお願いいたします。

[8番]

説明します。申請地は、〇〇から西の方に約200mくらい入ったところにある農地です。貸し主である〇〇〇〇さんは、〇〇で畜産をされており、ここの土地が遠いので借り手を探してほしいという相談がありました。探しましたところ、農地近くの畜産農家の〇〇〇〇さんに相談いたしましたら、快く、いいですよと承諾を受けての申請となりました。借入後は牧草を植えられるそうで

す。問題はないかと思われます。借地料は〇〇ということです。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見・ご質問はございませんか。

【質疑なし】

それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わります。

これをもちまして、平成27年第11回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(14時40分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 1 3 番

署名委員 1 4 番